

新型コロナウイルス感染症対策について

趣旨

○新型コロナウイルスに係る政令の施行（2月1日）以後の

- ① 世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大
- ② クルーズ船内での感染事例の発生
- ③ 無症状病原体保有者の発見

といった状況を踏まえ、包括的かつ機動的な水際対策を可能とするための入国管理に係る閣議了解の見直し(2/12)に併せ感染拡大防止に万全を期するための措置を講ずるもの。

概要

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期するため、

- ・ 検疫法上の隔離・停留を可能とするための措置（※1）を新たに講ずる。

※1 検疫法第34条の政令で指定する感染症に指定

- ・ 無症状病原体保有者（※2）を入院措置・公費負担等の対象とする（※3）。

※2 症状はないが、検査で陽性となった方

※3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症に定める政令（令和2年政令11号）を改正し、新たに措置する。

（参考）これまでの取組み及び今後可能となる措置

○新型コロナウイルス感染症を検疫法・感染症法に基づく政令に位置付けて、対策を実施（1月28日に政令を公布）。

【検疫法】検疫感染症（第2条第3号）：検疫における質問、診察・検査、消毒等（隔離・停留はできない）

【感染症法】指定感染症：患者・疑似症患者に対する入院措置や公費による適切な医療等

（無症状病原体保有者は対象となっていないが、感染拡大防止のため、無症状病原体保有者にも入院を要請）

○1月31日のWHOの緊急事態宣言（PHEIC）等を受け、施行日を2月1日に前倒し。

	これまでの取組み		今後可能とする措置	
	検疫法上の隔離	感染症法上の入院勧告	検疫法上の隔離	感染症法上の入院勧告
患者・疑似症患者	×	○	○	○
無症状病原体保有者	×	×	○	○
	検疫法上の停留		検疫法上の停留	
感染したおそれのある者	×		○	

感染症法に基づく主な措置の概要(政令による準用の有無)

本政令により新たに対象となる部分

	一類感染症	二類感染症	指定感染症(※1)	新型インフルエンザ等感染症	新感染症(※2)
規定されている疾病名	エボラ出血熱 ペスト ラッサ熱 等	結核 SARS 鳥インフルエンザ(H5N1 等)	新型コロナウイルス (過去に、MERS、 鳥フル等)	新型インフルエンザ(※3) 再興型インフルエンザ(※ 4)	発生時に決定
疾病名の規定方法	法律	法律	政令	法律(発動は大臣による公表)	厚生労働大臣による公表
無症状病原体保有者への適用	○	×	指定感染症の感 染力・重篤等に 鑑みて、どの感 染症法の規定を 準用するかにつ ぎ、政令で定める。 (今般の新型コロ ナウイルス感染 症について準用 しているのは措 置については、 左記の黄色ハイ ライト部分を参 照)	○	—
疑似症患者への適用	○	○(政令で定めるも の)		○(かかっていると疑うに正当 な理由のあるもの)	—
入院の勧告・措置	○	○		○	新感染症の所見等がある 者に対して、または、新感 染症にかかる各種の物件 等に対して、左記の措置を 行う場合、 ・都道府県知事は厚生労働 大臣に報告し、 ・厚生労働大臣は、それに 指示を出し、また、それにつ いて、厚生科学審議会に報 告しなければならない。 ※なお、症例が蓄積され、 病原体の特定等が進んだ 時点で、政令で1類感染症 に指定し、感染症法の準用 する規定を定めなければな らない。
就業制限	○	○		○	
健康診断受診の勧告・実施	○	○		○	
死体の移動制限	○	○		○	
ねずみ、昆虫等の駆除	○	○		△(※5)	
汚染された物件の廃棄等	○	○		○	
汚染された場所の消毒	○	○		○	
獣医師の届出	○	○		○	
医師の届出	○(直ちに)	○(直ちに)	○(直ちに)		
積極的疫学調査の実施	○	○	○		
生活用水の使用制限	○	○	○		
建物の立入制限・封鎖	○	×	△(※5)		
交通の制限	○	×	△(※5)		
健康状態の報告要請	×	×	○	○	
外出の自粛の要請	×	×	○	○	

※1 既に知られている感染性(一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)の疾病であって、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

※2 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。当該感染症については、別途、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置が存在する。

※3 新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。当該感染症については、別途、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置が存在する。

※4 かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。当該感染症については、別途、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置が存在する。

※5 適用する場合は、別途政令を定める必要がある。